

令和7年度

狛江市児童発達支援センター利用児募集要項

狛江市児童発達支援センターでは、心身の発達やコミュニケーション等、環境への適応が心配なお子さんを対象に、家庭や所属する集団、地域社会でよりよく生活できるよう支援することをねらいとして、通所支援を希望するお子さんを募集します。



狛江市

狛江市児童発達支援センター

事業概要

1 設置運営

運営主体 狛江市
受託事業者 社会福祉法人 雲柱社
所在地 狛江市元和泉一丁目 11 番 11 号
狛江市子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）内 2 階

2 事業内容

☆年齢については、令和7年4月2日を基準とします。

<1>通所支援（児童発達支援）

◆クラス編成

（1）週5日通所クラス（児童福祉法内事業）

内 容 幼稚園・保育園の通園が難しいお子さん等を対象に、週5日の療育を行います。給食の提供も行います。また、必要に応じて専門職による個別指導も行います。

対 象 ①2歳児・3歳児
②3歳児から5歳児
※児童発達支援の支給決定を受けたお子さん

利用日 月曜日から金曜日の週5日

利用時間 ①午前9時45分から午後1時15分まで
②午前9時30分から午後2時まで

利用料金 2歳児は児童福祉法に基づく法定自己負担があります（所得に応じて利用料金が異なります）。3歳児以上の未就学児童は幼児教育無償化により、利用料金の自己負担はありませんが、給食や行事等の実費負担があります。

定 員 各7人

1日の流れ（例）2歳児・3歳児

時 刻	1日の流れ
9：45	登園・朝の支度・自由遊び
10：15	朝の会
10：45	集団活動（リズム運動・感覚遊び等）
11：30	給食・自由遊び
12：50	帰りの会・振り返り
13：15	降園

1日の流れ（例）3歳児から5歳児

時 刻	1日の流れ
9:30	登園・朝の支度・自由遊び
10:00	朝の会
10:30	集団活動（リズム運動・感覚遊び等）
11:30	給食・歯磨き・自由遊び
12:50	集団活動（ゲームなど）
13:40	帰りの会・振り返り
14:00	降園

（2）並行通所クラス（児童福祉法内事業）

内 容	幼稚園や保育園等に通園しながら、療育の必要性があると判断されたお子さんを対象とする療育プログラムを行います。 必要に応じて専門職による個別指導を行います。
対 象	3歳児から5歳児 ※児童発達支援の支給決定を受けたお子さん
利 用 日	月・水・木・金曜日のうち週1日の集団指導
利用時間	午後2時30分から午後4時30分まで
利用料金	2歳児は児童福祉法に基づく法定自己負担があります（所得に応じて利用料金が異なります）。3歳児以上の未就学児童は幼児教育無償化により、利用料金の自己負担はありませんが、活動等での実費負担があります。
定 員	1日6人

1日の流れ（例）

時 刻	1日の流れ
14:30	登園・支度・自由遊び
15:00	はじまりの会
15:15	集団活動（リズム運動・感覚遊び等）
16:00	振り返り・帰りの会
16:30	降園

（3）外来訓練クラス（児童福祉法外・市独自事業）

①親子プログラム（集団）	
内 容	保育園や幼稚園等に通う前の親子を対象に、親子のふれあいを楽しみながら、感覚やコミュニケーションの発達を促すプログラムを行います。
対 象	①0歳児から1歳児 ②1歳児から2歳児 ※児童発達支援の支給決定を受けていないお子さん
利 用 日	火曜日または金曜日
利用時間	午前10時～正午
利用料金	1回1,200円（法内給付額の1割に準ずる額）

定 員 ※課税世帯の方は 1,200 円、非課税世帯・生活保護世帯の方は無料。
1 日 4 組程度

②個別

内 容 言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・心理士がお子さんの状況に合わせて、個別の訓練を行います。

対 象 2 歳児から 5 歳児もしくは 0、1 歳児の診断名があるお子さん
※児童発達支援の支給決定を受けていないお子さん

利 用 日 月 1 日から 2 日、1 回 60 分（目安）

利用料金 1 回 1,200 円（法内給付額の 1 割に準ずる額）

※課税世帯の方は 1,200 円、非課税世帯・生活保護世帯の方は無料。

<2> 学齢期対象事業（児童福祉法外事業）

内 容 小学生・中学生・高校生を対象に、作業療法士が個別機能訓練を行います。

対 象 小学生から 18 歳未満の学齢期児童

利 用 日 月 1 回。半年間、1 回 60 分（目安）

利用料金 1 回 1,200 円（法内給付額の 1 割に準ずる額）

※課税世帯の方は 1,200 円、非課税世帯・生活保護世帯の方は無料。

定 員 半年ごとに各 8 人

<3> 保育所等訪問支援（児童福祉法内事業）

保育園や幼稚園等で集団生活を送ることが困難な 18 歳未満のお子さんに対して、ご家族からの依頼に基づき、園等を訪問して本人の特性に応じた支援を行います。

※対象は児童発達支援の支給決定を受けたお子さん

<4> 相談事業

0～18 歳未満のお子さんやその家族等を対象に相談を受けます。

- ・一般相談（心身の発達や環境への適応に関するあらゆる相談）
- ・専門相談（心理士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士による継続相談）
- ・障がい児相談支援（福祉サービスの利用に関する相談）

<5> 保護者支援・研修・啓発事業

できるだけクラスの活動を見ていただき、お子さんへの関わり方について相談させていただきます。また、市民向け・保護者向け・支援者向けの研修、講座や先輩保護者との懇親会、各種勉強会、ペアレントプログラム等を幅広く行っていきます。

※上記の研修や講座などの募集は令和 7 年度に別途行います。

応募要件

- 1 募集事業・定員等
通所支援（児童発達支援）
 - （1）週5日クラス ①2歳児・3歳児 7人
②3歳児から5歳児 7人
 - （2）並行通所クラス 1日6人
 - （3）外来訓練クラス ①集団（親子プログラム） 1日4組程度
②個別 必要に応じて月1～2回
 - （4）学齢期対象事業 小学生から18歳未満の学齢期児童 半年ごとに各8人

- 2 応募資格
お申し込み時点で狛江市に住民登録をしていること。

- 3 申込期間
令和6年12月2日（月）から12月25日（水）まで
※土曜日・日曜日を除く

- 4 申込受付
 - （1）申込方法
まずはセンターにお電話をいただき、初回面談の予約をします。
 - （2）受付窓口
狛江市児童発達支援センター 申込電話：03-5761-9085
 - （3）受付時間
月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

- 5 提出書類
*下記の書類を、初回面談日の前日までに御提出ください。
○児童発達支援センター利用申請書
○相談申込票・・・未就学児と学齢児では様式が異なります。

- 6 選考結果連絡
利用に関する面談及び調整後、選考結果を1月から2月末までにはご連絡します。
上記1（1）（2）は、通所受給者証が必要です。利用決定後、利用計画を作成し、『通所受給者証』が発行された後、センターと利用契約を結ぶことで、サービスが受けられます。『通所受給者証』の取得には1から2か月程、時間がかかります。
なお、市独自事業（上記1（3）・（4））については、受給者証は不要です。センターと利用契約を結ぶことで、サービスを受けることができます。

- 7 問い合わせ先・申込みに関すること
狛江市児童発達支援センター 電話 03-5761-9085（直通）

お申込みに当たっての留意事項

- 利用回数、指導内容等は、児童の発達課題に応じて決定します。
- 応募者が多数の場合は、待機となる場合があります。
- 本募集要項上の各事業については、同時に複数の事業に在籍できません。
- 保育園・幼稚園・認定こども園等との併用、他の児童発達支援事業所との併用については、上記の狛江市児童発達支援センターにお問い合わせください。